

令和6年能登半島地震により金沢市に避難されている皆様へ

健康についてお困りのことはありませんか？

○医療や健康に関する支援・相談窓口のご案内です。

【医療のこと】

発熱時など受診が必要な時		
○被保険者証が提示できない場合は、厚生労働省のリーフレットを受診時、ご提示ください。	裏面	
○滞在先の近隣の医療機関に、受診してください。 ○受診を希望する医療機関には、必ず、事前に連絡を入れてください。	近隣の医療機関については、 金沢市医師会ホームページ をご確認いただくか、下記の★各福祉健康センターにお問合せください。	
休日(日曜・祝日の日中)や夜間の医療情報		
○休日	休日当番医	※金沢市医師会ホームページ ※当日の新聞(朝刊)に掲載あり
○夜間	金沢広域急病センター 受付：午後7時～午後11時 診療：午後7時30分～午後11時	電話： (076) 222 - 0099
緊急の場合		
○救急に連絡してください。	電話： 119	

【健康のこと】

母子保健(妊娠・出産・育児)・からだの健康・こころの健康 ★金沢市各福祉健康センター			
駅西福祉健康センター	金沢市西念 3-4-5	076-234-5103	平日：午前8時半～午後5時15分
泉野福祉健康センター	泉が丘 1-2-22	076-242-1131	
元町福祉健康センター	元町 1-12-12	076-251-0200	
予防接種について			
健康政策課	金沢市広坂 1-1-1	076-220-2233	平日：午前9時～午後5時45分
こころの健康のこと			
能登半島地震・石川こころのケアセンター		0120-333-247	平日：午前9時～午後5時
栄養・感染症			
金沢市保健所 地域保健課	金沢市西念 3-4-25	076-234-5102	平日：午前8時半～午後5時15分

【福祉のこと】

お気軽にご相談ください

介護保険に関すること	介護保険課	076 - 220 - 2264	金沢市役所
障害のある方の福祉について	障害福祉課	076 - 220 - 2289	金沢市広坂 1 - 1 - 1 平日：午前9時～午後5時45分

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます

【対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

対象保険者(石川県)

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
石川県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ // の行方が不明である方
- ④ // が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ // が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**対象者である旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります。**

【特例の期間】 **令和6年9月末まで**

【留意事項】

- ・ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。